



2026年5月14日

各位

会社名 セイノーホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 田口 義隆
(コード番号 9076 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先
取締役 財務 IR 部・経理部担当 野津 信行
(TEL 0584-82-5023)

譲渡制限付株式報酬制度の改定等に関するお知らせ

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の内容を一部改定するとともに、監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議し（以下、これらの制度を「本制度」といいます。）、本制度に関する議案を2026年6月25日開催予定の第105回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の改定等の目的

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを、また監査等委員である取締役（以下、監査等委員でない取締役と併せて「対象取締役」といいます。）についても、株主の皆様との価値共有意識を醸成するとともに、企業価値の棄損防止を通じた当社の企業価値の増大へのインセンティブを与え、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断するという監督機能を適正に確保することを、それぞれ目的とするものです。

2. 本制度の改定等の概要

本制度は、対象取締役に対し、本制度に基づき当社が金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものであり、本株主総会において本制度に係る報酬を支給するための報酬枠設定に関する議案につき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除きます。）について

当社は、2017年6月28日開催の第96回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を含みます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入し、当該制度に基づき当社の取締役（社外取締役を含みます。）に対して支給する報酬としての金銭報酬債権の総額を年額600百万円以内（うち社外取締役100百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、付与する株式数の上限を年36万株以内とすることにつきご承認いただき、今日に至っておりますが、当社は、2024年6月26日開催の第103回定時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行いたしました。つきましては、当該制度に係る報酬枠を廃止し、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対する本制度に係る報酬枠を改めて設定するとともに、本制度の内容を一部改定することについて、本株主総会において株主の皆様にご承認をお願いする予定であります。

本制度の改定は、本制度の内容のうち、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対する譲渡制限付株式報酬の総額の上限及び付与される譲渡制限付株式の総数の上限を改定し、また、譲渡制限期間を「3年から6年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間」から「譲渡制限付株式の交付を受ける日から当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位のいずれの地位からも退任する（退任と同時に再任する場合を除く。）日までの間」に改定するとともに、かかる譲渡制限期間の変更に伴って譲渡制限の解除及び退任時の取扱いについても必要な修正を加えるものであります。

すなわち取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の本制度の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額594百万円以内（うち社外取締役54百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と致します。ただし、当該報酬額は、原則として、実質的には3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度あたり198百万円を超えない範囲での支給に相当すると考えております。また、各取締役（監査等委員である取締役を除きます。）への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。

なお、上記の改定につきましては、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、既に付与済みの譲渡制限付株式に関して、譲渡制限期間を変更するものではありません。

また、上記の報酬枠は、2024年6月26日開催の第103回定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対する年額300百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）の報酬枠、及び取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）に対する株式報酬制度である「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」に係る報酬枠とは別枠として設定するものです。

(2) 監査等委員である取締役について

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2024年6月26日開催の第103回定時株主総会において、年額150百万円以内とご承認いただいておりますが、かかる報酬枠とは別枠で、当社の監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入し、監査等委員である取締役に対して新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することについて、本株主総会において株主の皆様にご承認をお願いする予定であります。

監査等委員である取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の本制度の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額66百万円以内と致します。ただし、当該報酬額は、原則として、実質的には3事業年度にわたる監査等委員である取締役としての職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度あたり22百万円を超えない範囲での支給に相当すると考えております。また、各監査等委員である取締役への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員である取締役の協議により決定することと致します。

3. 譲渡制限付株式の概要及び数の上限

対象取締役は、当社の取締役会決議（監査等委員である取締役に対する支給については、当社の監査等委員である取締役の協議及び取締役会決議）に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、上記の本制度の目的を踏まえ相当と考えられる株式数として、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）については年148,500株以内（うち社外取締役13,500株以内）、監査等委員である取締役については年16,500株以内（ただし、本制度に係る議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、合理的な範囲で調整することができるものとします。）と致します。

ただし、上記のとおり、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権は、原則として、実質的には3事業年度にわたる対象取締役としての職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度あたり、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）については49,500株を、監査等委員である取締役については5,500株を、それぞれ超えない範囲での付与に相当すると考えております。

なお、その1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る各取締役会決議の日の

前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定される金額とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（１）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付を受ける日から当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位のいずれの地位からも退任する（退任と同時に再任する場合を除く。）日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社の取締役会が定める期間（以下「職務執行期間」という。）中、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式について、原則として譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、職務執行期間が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（３）譲渡制限付株式の無償取得

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、職務執行期間が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位のいずれの地位からも退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において上記（２）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、その時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得する。

そのほか、対象取締役が、譲渡制限期間中に法令又は当社の社内規程等に重要な点で違反したと当社が認めた場合、拘禁刑以上の刑に処せられた場合、その他これらに準ずる事由として当社の取締役会が認める事由に該当した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数(ゼロを含む。)の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

なお、本制度に基づき対象取締役が割当てを受けた当社の普通株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

(ご参考)

本制度においては、対象取締役のほか、当社の執行役員に対しても、対象取締役に對するものと同様の譲渡制限付株式を取締役会の決議により新たに発行又は処分する予定です。

以 上